

香南市人生支援計画推進分野別部会設置要綱

(設置)

第1条 香南市人生支援計画（以下「計画」という。）を着実に推進できる体制を築くため、香南市人生支援計画推進分野別部会（以下「部会」という。）を置く。

(区分)

第2条 部会の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人口減少問題を考える部会
- (2) 幼年就学期部会
- (3) 成年熟年期部会
- (4) 高齢期部会

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の検証及び評価並びに修正及び追加に係る検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 部会は、第2条各号に掲げる区分ごとに、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、計画の策定委員及び各分野における関係団体の代表者、有識者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第6条 第2条各号に掲げる部会の区分ごとに部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

3 部会の会議は、必要があると認めるときは、合同で開くことができる。

(報償費)

第8条 委員が部会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費の額は、日額5,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員が部会に出席した場合は、旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の額は、香南市一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年香南市条例第48号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、当該分野を所管する課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成29年度に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命した日から平成30年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。